

「資本主義国家の基本型」の特質と作用

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 和光 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18276

「資本主義国家の基本型」の特質と作用

村上 和 光

- I ジェソップ国家論の到達点と限界
- II 資本利益と国家作用
- III 価値法則と「資本主義国家の基本型」

はじめに

先に別稿¹⁾において、ジェソップ国家論の最新成果を1990年代国家論の最前線として検討する機会をもった。本稿はそれを前提として、ジェソップ理論の到達点をふまえつつ、「国家作用」論を「価値法則」論によって体系的に根拠づけることを課題にしている。というのも、彼の国家理論体系においては、マルクス—グラムシー—ブーランザスという国家理論史的的確な再検討に立脚しながら、特に「資本利益と国家作用の対応関係」分析について極めて重要な成果が確認できるが、唯一つ、この「対応関係」を根底で支える、「価値法則」と「国家作用」との内的分析に関して「理論の空隙」が残されているからに他ならない。そしてまさにこの「空隙」の適切な解明がないかぎりジェソップ理論の体系的成果が完結しえない点も自明だと言うべきであろう。

したがって本稿では、「90年代型到達点」²⁾という水準を示すジェソップ国家論を基本的に継承しつつその「限界」の克服を目指す——という点に分析の焦点をおきたい。このような見通しに立って、以下では、ジェソップ国家論の再構造化→「価値法則」論と「国家作用」論との内的結合化→「資本主義国家の基本型」設定、というロジックの構築を試みる。まさにこの「内的

結合」の明確化によってこそ、ジェソップ国家論の画期的意義がヨリ良く生かされるとともに、「資本主義国家の基本型」構築および資本主義国家の本質分析に対しても一定の前進が確保可能なように思われる。

I ジェソップ国家論の到達点と限界

[1] ジェソップ国家論の構造

最初に全体の前提としてジェソップ国家理論の基本構造³⁾をかいつまんで確認＝図式化しておく必要がある。さてすでに別稿で立ち入って検討したように、彼の国家論は、マルクスによる「資本蓄積—国家」という基本視座⁴⁾に立脚しつつ、さらにグラムシ型「ヘゲモニー概念」⁵⁾およびプーランザス型「国家＝社会関係の1つの凝集性」理解⁶⁾をふまえている点が特徴的だが、その個性的論理構造の骨組みをおおまかに解析すれば以下のように整理可能とあってよい。まず第1に国家論の最も中枢的論点をなす「国家における、経済決定論と相対的自律性」問題が、「資本利益と国家作用」というヨリ機能論的レベルにおいて具体的に展開されている点である。つまり、「国家と経済過程との相互関係」が、後者から前者への単なる「決定関係」でもなくまた前者の后者からの抽象的な「相対的自律性」においてでもなく、「所与の環境にあって、資本蓄積に必要な諸条件を創造、維持、あるいは回復させる」⁷⁾ことに集約される「資本利益」と、それを「政治的代表と国家介入」という「形態」を通して実現しようとする「国家作用」との対応関係のプロセス分析において解明されている。まさにその意味で、この「資本利益と国家作用」論の提示によって「国家と経済過程との相互関係」論点が現実的にあきらかになることを通して、「国家の相対的自律性」問題が具体的に明確化されるに至ったと指摘できよう。つぎに第2の構造的特質として、いま確認した「資本利益と国家作用」という現実的関連がさらにそのメカニズムにまで深められつつ「蓄積戦略とヘゲモニー的企図」⁸⁾として設定された点が目を引く。言い換えれば、「制度的ルート」に媒介されて現実的に貫徹していく「資本利益と国家作用」の、その「運動機構」が解明されていくとあってよいが、その際の基本手段概念こそ、「蓄積戦略」および「ヘゲモ

「一の企図」というジェソップの創設になる2つの「新機軸」に他ならない。要するに、「経済決定と相対的自律性」→「資本利益と国家作用」という論理系に沿って進行してきた、「経済過程と国家」との内的関連という国家論の枢軸的問題が、ここでその「メカニズム」に即して機構的に分析されているわけである。

そのうえでジェソップ国家理論の第3の特質は、「国家の総合規定」に対して体系的な総括が加えられている点であろう。その体系をざっと整理すると以下のような構成になる。つまりまず最初に「国家の一般的定義」が、「社会の構成員の共通利益ないし一般意志」の名目の下に、構成員に対して、「集合的に拘束的な決定を設定し」「強制する」、——したがって「直接的な政治支配ないし暴力的抑圧とは異なる」——そういう「諸制度や諸組織からなる弁別的総体」⁹⁾として把握されたうえで、これを前提としてつぎに「『資本主義的』国家」の特質が、特に「資本主義的生産中枢からの、国家の制度的分離」、「強制手段の『制憲化された』独占」、「課税国家、法の役割および合理的・法依的官僚制の存在」¹⁰⁾、の3点に集約して示されていく。まさにこのような「国家の一般的定義」→「資本主義的国家の特質」をふまえてこそ、最後に「現代国家にまつわる6つの一般的テーゼ」も明示されるのであって、「国家規定の全体像」がここで体系的に完結をみるといってよい。その点で、「国家の一般的定義」→「資本主義的国家類型」→「現代国家の一般的テーゼ」という重層的論理構造によって、国家の総合的概念規定が提起可能になっていると結論できよう。

以上、ジェソップ国家論の構造的特質を概括したが、そうであれば彼の国家理論体系は結局以下のように総括されてよいように考えられる。すなわち、ジェソップの国家論体系は、《前提基盤》＝「国家理論学説の検討」、《論点析出》＝「経済決定と相対的自律性」、《内容展開》＝「資本利益と国家作用」、《展開機構》＝「蓄積戦略とヘゲモニーの企図」、《全体総括》＝「国家の総合的概念規定」、というワン・セットの統一的構造体を形成していること、これである。

[2] ジェソップ国家論の意義

このようなジェソップ国家論の構造を前提にしてつぎにその意義=成果¹¹⁾に目を転じていこう。そこでジェソップ国家論のまず第1の意義は、その理論的基礎に、先行研究に対する極めて重厚な蓄積が存在していることであろう。その点は、例えばマルクス・レーニンの古典理論はもちろんのこと、さらにグラムシや「ミリバント・ブーランザス論争」¹²⁾あるいはコーポラティズム¹³⁾・レギュラシオン¹⁴⁾理論までもがその射程に収められている程だといつてよい。したがって、このジェソップ理論の中に、国家論に関する、「古典理論」→「歴史的発展」→「現代的発展」→「最前線」という体系的な学説展開が集約されて凝縮されているとみてもよく、それは、そこから新たな国家理論の新展開を切り開いていくための現代的出発点を構成していると位置づけできる。

そのうえでジェソップ理論の第2の意義は、国家の概念規定が「重層的=体系的」に問題提起されている点に他ならない。つまり彼によれば、国家の概念構造は以下のような3層次元によって構成されるとみなされる。まずその第1レベルは「国家の一般的理論」というべき領域であつて、そこでは、「国家の本質」・「機能」・「特質」などが基本的に解明されるが、その場合に特に評価されるのは、「国家の本質」が、「国家=階級支配のための政治的機関」という視角に立脚した、支配階級利害の貫徹という「通説」に設定されるのではなく、「国家=社会関係の凝集点」という「形態的」理解を前提にしながら、それをあくまでも「共通意志=一般意志の貫徹」という点に帰結させていることであろう。まさにここにこそジェソップ理論の重要な枢軸点がみとれる。そのうえで第2レベルとして「資本主義国家の国家類型」が設置されていくといつてよい。その際、「国家一般」から区別される「資本主義国家」の特質として、ジェソップは資本主義国家の「存立基盤」・「支配方式」・「経済根拠」・「行政形態」などの諸点を明示するが、その中でもとりわけ注目に値するのは、「法体系と商品経済とに立脚しつつ官僚制に基づくいわゆる『合法的支配』を根拠とする」点の明確化¹⁵⁾だと思われる。この点の積極的提示を通して、いわゆる「国家ゲバルト」説が根底的に克服されるとともに、「国家一般に対する資本主義国家の固有性」の抽出が可能になる

のは当然のことであろう。それをふまえて最後に第3レベル＝「現代国家の特質」が提起されていく。すなわちこのレベルでは、例えば「現代国家の多元的性格」・「体制維持の『責任』主体性」・「権力関係の多元性」などが「現代国家」の（「資本主義国家」一般をさらに超える）「準拠点」とみなされ、まさにこの「準拠点」に条件づけられてこそ、その上に、それぞれに個性的な政治状況・権力配置に規定された「現代国家の実現分析」（「現代日本国家分析」や「現代アメリカ国家分析」など）がはじめて展開可能になっていくとジェソップは展望を加えている。

以上のように、彼の国家理論体系にあっては、国家规定における、「一般的定義」→「資本主義的類型性」→「現代的特殊性」という「3層の論理構成」が提唱されていると把握可能である。要するに、いわば「国家論の『3段階論』」⁶⁾とでも命名すべき、優れた国家分析手続の開発こそが高く評価されるべきだと考えられよう。

最後に、ジェソップ国家理論の第3の意義として指摘できるのは、「資本利益と国家作用の対応関係」に対して極めてユニークな問題解決が計られた点に他ならない。周知のようにこの「資本利益と国家作用の関係」は国家論における「1つの難問」をなしてきた。実際、国家はどのような「階級・階層・集団・グループ」の「利益」を「代表」するか、あるいはそのような特定の「対応関係」は存在しないのか、また、もし「代表する」としたら「どのような方式」を通してなのか——という問題は国家論のいわば中樞点であった、この「難問」を巡ってこれまで多様な論争がくりひろげられてきたことはよく知られている。しかしこれまでのところこの「難問」に対する合理的な「解答」は未解決だという以外にはなく、一方で、レーニン型「ゲバルト国家論」⁷⁾に典型的な、「資本利益と国家との『一元的・直接的』対応関係」図式と、他方で、アメリカ政治学型「多元主義国家論」に顕著な、「資本利益と国家との『外面的・機械的』切断関係」把握、とが無媒介的に対置されているに過ぎない。このような理論的分布状況に対してジェソップは、概略次の如くにその独創的な問題解決の新展開を試みる。

すなわちジェソップはこの「難問」解決に向けて以下のように論理を構築していく。まず彼は、基本的認識として、「資本利益—国家作用」との単な

る分離を回避するためにその両者の「一定の」「対応関係＝代表関係」をもちろん承認するが、しかしその「代表方式」としては、それら両者間の「一元的・直接的」対応関係を強く拒絶する。そうではなく、一方では、「資本利益—国家作用」という「一元的・直接的」な硬直した「対応関係」を克服するとともに、他方では、その「対応関係」を不確定性の中に解消してしまう方向をも拒否しつつ、(後に立ち入って検討するように)「戦略の『場』としての国家」→「資本利益を組み上げた『蓄積戦略』」→「資本主義的『蓄積戦略』の社会的『承認』化」→『『ヘゲモニー的企図』による社会的『支持』確保』、という「重層的・複合的・機能的・形態的」方式に立脚した、「資本利益—国家作用」間の「現実的・対応関係」を提示するといつてよい。

こうして、「資本利益と国家作用の対応関係」の解明という「難問」に対して、ジェソップは新たな「第3の道」を構築したと把握可能である。それは従来の論争を基本的に止揚する、極めて斬新かつ説得的なロジックだと評価できるように思われるが、まさに彼のこのような新基軸の主張によって、かの「難問」は見事にその「解決」ルートを見出したと意義づけられよう。まさにこの点の「解決」こそ、ジェソップ理論の最大の成果だと考えられる。

[3] ジェソップ国家論の問題点

最後に以上の検討を前提にしたうえで、ジェソップ理論の問題点が総括されねばならない。さてジェソップ国家理論のまず第1の問題点としては、「現代国家の規定性」に関してなお不明確性を残している点が指摘されてよい。先に確認したように、彼は「現代国家にまつわる6つの一般的テーゼ」¹⁸⁾を主張することを通して「現代国家」の特殊性をあきらかにしていた。その主張には現代国家の重要側面が網羅されていて評価できるが、しかし、このような諸側面が「現代」についてのどのような体系的規定性から派生してくるのかはなお明確ではなかった。換言すれば、「現代国家」の「現代性」を決定つける歴史的条件の確定がいぜんとして不明瞭だということに他ならないが、その点の解明のためには、「経済学」方向からする「現代資本主義論」¹⁹⁾の緊急的な整備が不可欠といえよう。

ついで第2の問題点は彼の「蓄積戦略」規定の中に「理論の空隙」が厳存

することである。すでにフォローした通り、国家を様々な「戦略」の闘争・調整の「場」という「形態＝関係規定」において把握しつつ、この「国家＝場」という舞台上、「資本利益」に立脚する「蓄積戦略」がヘゲモニーを掌握する事態——を指してこそ「資本利益の国家への反映」と理解するジェソップの理論図式には、極めて見事な意義がみとれた。しかしそれにもかかわらずなお「理論的切断」が依然として無視しえないポイントは、「蓄積戦略」が、「『場』としての国家」において不断に「勝利」し続けて覇権を継続化しえる根拠は何か、という論点に他ならない。もしこの論点が解明されなければ、「資本蓄積」に立脚した「蓄積戦略」の支配化を安定的には設定できず、したがって「資本利益の国家への（間接的）反映」が構造的には解明されなくなる以外にないから、ジェソップ国家理論の画期的成果も大きく崩れてしまおう。その意味でこの「理論の空隙」は彼の国家論の死命を制する位地にあると考えられる以上、この「空隙」の解決は極めて重要な理論課題として残されているといわざるをえないのである。以上との関連でジェソップ理論の第3の問題点は、彼の開発による「蓄積戦略—ヘゲモニー的企図」という概念装置がいわゆる「国家の支配正統化」という視角から意義づけされる必要がある点であろう。すでに確認したようにこの「蓄積戦略—ヘゲモニー的企図」という概念装置は資本主義に特有な国家の支配様式解明に対して絶大な効果を有しているが、この概念装置は、それに媒介されて実現される「資本利益と国家作用の対応関係」に対して「一般意志＝共通意志」としての大義名分＝「正統性」を「公的」に付与する、という事態の解明をも内包しているのはいうまでもない。そうであれば、このような「国家支配の正統化」機能に関するその具体的「作用メカニズム」体系としてこそ、この「蓄積戦略—ヘゲモニー的企図」概念はより適切な位置と役割とを獲得するように考えられる。要するに、ジェソップ理論の枢軸をなす「蓄積戦略—ヘゲモニー的企図」規定と、国家理論の中心論点である「国家の支配正統性」問題との内的結合化こそ、彼の理論体系になお残存する未決問題だと総括可能であろう。

II 資本利益と国家作用

〔1〕 ジェソップ国家理論の基本図式

そこで次に、以上のようなジェソップ理論の構造的内容を前提にしつつ、彼によって実現された画期的成果をヨリ体系化するために、なお残された「問題点」の克服を目指そう。そのためにはまず最初に、彼の国家理論の中核的論理がもう一步立ち入って把握されていなければならない。さてジェソップ国家論の枢軸をあらためて体系的に整理して図式化すれば以下のように集約可能であろう。

すなわち最初に、「国家の階級的な性格は、階級戦略と国家の関係によるものである」という基本視角に立脚して、いくつかの重要な論理環が設定されていく。まず第1は(A)「国家と戦略の関係」であり、国家は、様々な「戦略的選択性の体系」として「ひとつのシステムをなし、その構造と行動様式は、他にまして、あるタイプの政治戦略に開かれたシステム」をなすという点で、「国家体系とは、戦略の場である」とともに「戦略が練り上げられる場である」²⁰⁾とされる。つまり、国家とは、様々な利害を色濃く反映した諸勢力の「戦略」の対立・矛盾・調整・闘争・妥協の「場」だと位置づけられるわけである。次にそのうえで第2に(B)「蓄積戦略の意味」にまで論理がすすめられ、このような「場」における「資本の集合的利益」の在り方が問題とされるといってよい。具体的には、「資本の集合的利益」が、単に資本家階級の経済的利害に平面化されるのではなく、「多様な経済外的前提条件に補完された特定の経済『成長モデル』を規定するもの」という点から、「個別資本間の偶発的な利害共同体を確立する特殊な蓄積戦略」²¹⁾において論理化されていく。その意味で「資本利益」も、国家という「戦略の場」においてその主導権を争い合う、「蓄積戦略」と命名される「個別戦略」の1タイプにおいて位置づけされることになる。ここまでの論理プロセスでは「資本利益」も他の様々な「個別戦略」=個別利益の一環とみなされるに止まるが、しかし「資本利益」の特殊性も当然無視しえない。

そこで第3に(C)この「資本利益」の特性が「経済的ヘゲモニー」という点から特に種別化されていく。この論点を立ち入ってみると2つのロジック

からなり、まず1つは、「このような戦略がうまく組み上げられることによって行使される経済的ヘゲモニーは、単なる経済的支配や、最終審級における、産業資本の循環による経済的決定とは区別される」として、この「経済的ヘゲモニー」の（「個別的」に止まらない）「総体的資本主義的性格」が確認されるとみてよい。そしてもう1つはその「社会的承認」に関わる点であって、「経済的ヘゲモニーは、蓄積戦略の一般的承認を媒介として成立する経済的指導力に由来する」²²⁾と意義づけられる。要するに、「資本利益」＝「蓄積戦略」に関するその「社会的承認性」が焦点に設定されるに至るわけであろう。

ここまでの論理系を前提として第4に、(D)以上のような「蓄積戦略」に集約される「資本利益」を広く「一般利益＝共通利益」にまで社会的に上昇させる「手続き」が「ヘゲモニー的企図」として設定される。すなわち、「経済的に支配的階級ないし階級分派」が「ヘゲモニー勢力」となって展開する、「なんらかの方法で、重要な社会的諸勢力のすべての支持を確保しようとする」²³⁾「行為過程」に他ならないが、このプロセスを媒介にしてこそ、「資本利益」が「社会的承認」を手中に収めるその道筋が帰結するといってよい。最後にこれまでの全理論行程が総括されて、第5として(E)「蓄積戦略の勝利」が体系的に位置づけられていく。まさにこのような理論的プロセスを通じて、「国家に『よって』」ではなくまさに「国家という『場を通して』」＝「国家という『承認を受けて』」、あくまでも1つの個別的なものにすぎない、資本家階級の「総体化」された「蓄積戦略」が、社会全体を代表するまさに「一般意志」＝「共通意志」として確定化＝正統化されていく——わけである。

以上がジェソップ国家理論のその中核的論理に他ならない。みられる通り、「資本利益と国家作用の対応関係」という国家論の「難問」に対して1つの見事な問題提起がなされている。まさにこの「難問」に向けて問題解決の「新機軸」が提出されているのが明瞭だが、それだけにそこに残存する「論理的空隙」のもつ意味もそれだけ大きいから、その問題点の具体的検討に続いて入っていくことにしよう。

[2] ジェソップ国家理論の「空隙」

そこでジェソップの中核的ロジックをいくつかの論理ブロックに区分してやや詳細に検討しなければならない。まずブロック(A)ではいわば国家の「本質」が設定されるが、ジェソップによる国家＝「戦略の対立・調整・妥協の『場』」という規定は非常に魅力的であって大いに評価できる。まさにこのジェソップ理論こそ、マルクス→グラムシ→プーランザスの国家論の成果を適切に継承・発展させたものであることがこの点からも実証されるが、国家を「実体論的＝道具論」的把握の呪縛から解放する課題からみて絶大な意義が確認可能であろう。したがってこの論理環には問題はない。ついでブロック(B)にすすむと、ここでは「資本利益」の設定水準が確定されていくが、その論理は以下の3つの系論から構成されている。つまり、①「資本利益」を個別資本次元に解消するのではなく「資本の『集会的』利益」レベルに集約していること、②その「集会的利益」を資本家階級の経済的利益と同一視＝「平面化」するのではなく「特定の経済『成長モデル』」に現実化される「蓄積『戦略』」において把握されていること、③そのような「手続き」をふんだうえて「資本利益」＝「蓄積戦略」を1つの「個別戦略」として(国家という)「戦略の場」に配置していること、これである。こうして「資本利益」も「国家＝戦略の場」における独自の1つのプレイヤーとして位置づける論理的「手続き」が解明されるが、このロジックを通して、「資本利益」に「集会的」レベル基礎を与えつつ「戦略モデル」にまで現実化することによって「戦略の場」に「参加」する条件整備をまず行い、まさにそのような「資格」を「資本利益」に付与したうえで、「資本利益」も「戦略の場」＝国家において主導権を争い合う一人の参加者＝プレイヤーとして認知されていく——その図式が明瞭になっている。その意味で、「資本利益」を、国家を通して「調整」されていく「戦略闘争」の一環に位置づけていくという、ここでの彼による論理の運びは見事というしかない。結論として、(A)ブロックにおける「国家＝戦略の場」という規定からこの(B)ブロック体系が矛盾なく設定可能だという点から判断して、このブロックにも論理の綻び＝「空隙」はもちろん存在しない。

そのうえでブロック(C)はどうか。ついでこの部分では、いま確認した(B)

での、「資本利益」の「戦略の場」への「参加資格」の検証を前提として、この「資本利益」＝「蓄積戦略」の特殊性が問題とされ、それが——他の「個別戦略」と同列に並ぶ単なる1つの「個別戦略」に止まらずに——社会の「一般的承認」を得る「社会的承認」性を帯びる点が「結論的」に提示される。しかしこの辺りから、ジェソップの論理展開にやや混濁が目立ってくる。つまり、「資本戦略」によるこの「社会的承認」の獲得が、資本主義国家過程における、「必然的帰結」だとされているのか、それとも「戦略的目標・課題」だとされているのか、は明瞭ではない。もっとも、彼にとっては、「帰結」と「課題」とのこれら2つは事実上「同一」の事態だと想定されているのかもしれないが、「国家＝戦略の場」という基礎規定から「資本利益による社会的承認の獲得」が「論理必然性」をもって自動的に「帰結」するという説明の筋と、このような「基礎規定」に立脚しつつこの「社会的承認」性確保という「課題」が実現される「根拠」を追求するという説明の筋とは、その論理展開の質としては明らかに「別のこと」であろう。例えば、次のブロック(D)をも参考にすると、この(C)では、この後のロジックによって論証される命題を「結論的」に掲げるといふニュアンスが強い以上、資本主義国家過程における「課題」がここで予め示されていると理解すべきだと思われるが、いずれにしても、「資本利益」＝「蓄積戦略」が「社会的承認」性を確保する——という基本命題に関するジェソップのロジック展開には、なお一定の不連続性が無視できない。したがって(B)→(C)の連関には「空隙」が存在するという以外にないわけである。

この(C)での不整合性はいま触れたようにブロック(D)の論理の在り方とも重なるので次の(D)の部分でこの問題を引き続き追求していこう。このブロックでは、(C)で「結論的」に主張された(と思われる)、「資本利益」による「社会的承認」確保の具体的「手続き」＝「プロセス」が現実的に開示されるに至り、「重要な社会的諸勢力のすべての支持を確保しようとする」行動過程が「ヘゲモニーの企図」として的確に描写されている。まさにこの論理過程こそ彼の国家理論の白眉であって見事という以外になく、その点で(C)→(D)間の論理移行の連関は適切に維持されているが、にもかかわらずここでもまた論理系の未整理がなお消失していない。すなわち、「資本利益」

＝「蓄積戦略」が「社会的承認」を獲得して他の「個別戦略」に「勝利する」ための現実的「手続きルート」として、「資本利益」が、「戦略の場」たる「国家」において「ヘゲモニー的企図」を発揮せざるをえない「行動論的」必然性まではここで十分に理解できたとはしても、そのことが、「資本利益」が「戦略の場」において「基本的に」断えず「勝利を得る」＝「社会的承認を得る」ことの可能性を提示したことをも意味するのか——という点の不明確性である。そうではなく、「資本利益」は「社会的承認」を確保するために「ヘゲモニー的企図」を発動させるが、その結果は「勝利」する場合もあれば「敗北」する場合もある、というオルタネティブ的選択性を意味しているに止まる、と考えるべきなのか。おそらく、最後のブロック(E)における彼の主張からしても明白なように、ジェソップ理論の核心が「前者」にあることは当然だが、そうであれば、「資本利益」が「戦略の場」たる資本主義国家において「通常は」不断に「社会的承認」を確保しつつ「勝利を得る」根拠が明確にされねばならないが、彼の理論体系にはこの「根拠」の提示が著しく希薄だといってよい。換言すれば、(C)で「結論的」にだけ主張され、その立ち入った解明はまだ「先送り」されていた「資本利益による社会的承認の確保」に関しては、この(D)にあっても、「ヘゲモニー的企図」という(極めて重要ではあるがなお資本の「行動」形態に止まる)「行動様式」の開示に終始してその「根拠」は依然として明らかにされていないわけである。したがって総じていえば、(B)→(C)の論理環において不整合として「繰り延べ」された未決問題はこの(D)にあってもなお解決されてはいないと判定すべきなのであって、この(C)→(D)間にもかなり大きな「空隙」が厳存するという他ないのではないか。このようにジェソップ理論体系を追跡してくれば、最後にブロック(E)についてもその問題性が明瞭となろう。いうまでもなくこのブロックでは、すでにみた(C)での「結論」が「ヘゲモニー的企図」という「行動論」をさらに媒介にしてヨリ一層体系化されて確認され、その結論として、「資本家階級の『蓄積戦略』が社会全体を代表する『一般意志』＝『共通意志』として確定されていく」という最終命題が総括される。しかし、この命題の結果的正当性は否定しえないとはしても、すでに(C)→(D)の論理プロセスに即して実証してきた通り、ジェソップ理論に

あってはこの(結論的には妥当な)命題を導出する論理環にいくつかの不連続=「空隙」があって、この命題は十分には論証されていないといわざるをえなかった。その意味でこの(E)の主張もなお完成された命題として確定されてはいないのであり、それは(C)のいわば「言い替え」ではあるにしても、(D)→(E)の間に正当な論理環が敷かれているとは判定できない。したがってここにも「空隙」が検出可能であろう。以上、ジェソップ国家理論の中核的ロジックをいくつかのブロックに分割して解析してきた。それを前提にして、その「空隙」の焦点とその基盤を探求してみよう。

[3]「空隙」の焦点と基盤

これまで具体的にフォローしてきた通り、ジェソップ国家理論の論理的「空隙」は、結局、「蓄積戦略」が、「『場』としての国家」において断えず「社会的承認」を獲得して「勝利」を確保し続け、その結果として「資本利益」が覇権を継続しえる根拠は何か——が明確ではないことに集約される。そしてもしこのポイントが明瞭にならなければ、「資本利益」に立脚した「蓄積戦略」の支配化を安定的には設定できないから、それに制約されて、「資本利益の国家への(間接的)反映」も構造的には解明不可能になることは当然であろう。その意味で、この「空隙」の解決は、極めて画期的な成果をもったジェソップ国家理論にとって決定的な試金石をなすと考えてよい。

そこでこの「空隙」を充填する試みが必要となってくるが、その場合に方法論的に重要なのは、資本主義体制における「蓄積戦略」のこのような「安定的勝利」の根拠は、国家理論の「内部」からは決して明らかにはならず、資本主義経済の構造的特殊性という方向から「外部」的に解明される以外にない、という点である。なぜなら、ジェソップ国家理論の絶大な成果を支持して前提とするかぎり、国家が「資本利益」の単純なる「道具」的支援者であるような構図は最初から否定されて国家=「戦略の場」に止まる以上、彼の国家理論体系のどこをどういじくり回してみても、国家理論の「内部」から、「資本利益」の「ヘゲモニー的企図」が不断に「勝利」を収める根拠が導出されるはずはない、からである。そもそも、「国家」が「資本利益」に「直接」作用してその「利害」を保障するような理論図式を誰よりも強く・

的確に否定したものがソップに他ならなかったのは、すでに繰り返し確認してきた通りであろう。したがって、この「空隙」は、ソップ国家理論を「国家論レベル」でさらに拡充させれば充足されるという性質のものではありえず、むしろ、国家の基礎基盤として存在する資本主義経済の特殊性のレベルにまで遡及することによって構造的に解決が目指される以外にないのではないかと。

さて、この「空隙」の「焦点」をこのように定めることが可能であれば、そこからこの「空隙」の「基盤」も自ずとその姿を以下のように現してくるようになる。すなわち、ソップが設置した見事な「国家という戦略の場」において、「資本利益」＝「蓄積戦略」が不断に「社会的承認」を得て「勝利」を継続しうる「根拠」は、何よりも、資本主義経済が構造的・体制的に立脚しているいわゆる「価値法則」の展開そのものにこそある——と。換言すれば、この「空隙」を解明していく「基盤」は「価値法則」展開にこそ集約されるべきであり、さらに、まさにこの事態の明確化を通して同時に、国家の在り方の方向からいえば、「国家の正統性」という重要問題も解明されてくるのは、のちに明らかになる通りである。

Ⅲ 価値法則と「資本主義国家の基本型」

[1] 価値法則の展開

さて解明されるべき「命題構造」を、その「基軸」・「条件」・「方法」の各側面からあらためて提示しておけばそれは以下のような内容をもつ。まずその「基軸」だが、それは、繰り返し確認してきた通り、「資本家階級の『蓄積戦略』＝『資本利益』が国家という『戦略の場』において断えず『社会的承認』を得て『勝利』を継続しうる『根拠』は何か」という点にある。この「根拠」を、画期的成果をもっているソップ国家理論と齟齬なく体系的に明らかにすることにこそ、この「命題構造」のまず「基軸」があろう。次に、このような「根拠」解明を試みる際にふまえられるべき「条件」があることにも注意が必要であって、何よりもその作業は、「資本主義国家一般」というレベルでこそ追求されねばならない。逆からいえば、例えば「現代国

家」などの具体的・個別的國家を分析対象に置いたのでは、「資本利益—國家作用」關係について一義的な関数關係を導入できない²⁴⁾以上、その分析作業は有意義な成果を生まないということに他ならず、「資本利害の國家作用への反射關係」を理論的・体系的に解析するためには、特に「資本主義國家一般」がその分析対象に設定される必要があるように思われる。

ついでその「方法」とは何か。その場合、この「方法論」に関しては2つの含みがあり、いずれも「対象」としての「資本主義國家一般」の属性に関わるが、まずその1つは、設定された分析対象としての「資本主義國家一般」を「戰略の場」として徹底化しておく操作に他ならない。換言すれば、対象に設置した「資本主義國家」を、「國家=支配階級の利害貫徹のための1つの『道具』」という「國家道具說」や、「國家=階級抑圧のための1つの『暴力装置』」という「ゲバルト國家說」に即して配置してはならないことであって、そこでの「資本主義國家一般」はあくまでも（ジェソップが体系化した）「各『個別戰略』が『ヘゲモニー獲得』を目指して互いに争い合う『戰略的選択性の体系=戰略の場』」において抽象化されていることが不可欠であろう。いうまでもなくそれは理論的抽象の産物以外ではないが、「資本主義國家一般」の1つの属性を表現するという点で合理的な抽象操作だと考えられる。ついでもう1つは、この「資本主義國家一般」が、その属性の重要側面として、「価値法則」の展開を当然の前提にしているということであろう。そしてそれはいわば自明の事態であって、「資本主義國家一般」とは、「資本主義」のうちの、特にその「資本主義『一般』」に立脚する「國家」以外ではない以上、それが、「資本主義」のうちの、特にその「資本主義『一般』」=「原理論」において最も純粹かつ体系的にその姿態を現出させる「価値法則体系」を、全面的に前提としていることは当然中の当然だからである。したがって、この2つを総合的にいえば、「『価値法則体系』に立脚した『戰略の場』としての國家」という視角こそ、ここで採用されるべき「方法」そのものに他ならないと整理されてよい。

そこで、解明さるべき「命題構造」の以上のような提示を前提にして、その解明作業に入ろう。さて、すでに繰り返し指摘したように、ここで設定されるべき國家が、「支配階級利益を自明の如くに保証する」いわゆる「階級

国家」ではなく、「個別戦略がヘゲモニーを競い合う戦略の場」である以上、「資本利益が不断にヘゲモニー的覇権を掌握」する「根拠」は、このような国家図式の「内部」からは決して導出できず、それはこの国家図式のいわば「外部」から導き出される以外にはありえない。そうとすれば、その「根拠」を、「国家図式」の「外部」にあってしかも国家作用に質的規定性を有するものに求める他ないかぎり、採用可能な現実的処理としては、「資本主義国家一般」という図式自体の一応は「外部」にあるもののみしかしそれに対して決定的かつ「前提的」な役割をはたす「価値法則体系」にその「根拠」を求めるしか、残されていないことになる。こうして、「資本利益が戦略の場たる国家において不断に勝利する」その「根拠」は、まさに「価値法則体系」の展開そのものの中にこそ内在化していることがいまや明白になってこよう。したがって、このような働きを発揮する「価値法則体系」の作用がすすんで立ち入って考察されねばならない。

まず「価値法則体系」²⁵⁾の輪郭をざっと整理してみればそれは次のような内容をもっていることは周知のことであろう。すなわち、「商品・貨幣・資本」という流通形態をその「形態的装置」、²⁶⁾「資本の生産・流通・再生産過程」という実体構造をその「実体的根拠」、²⁷⁾「利潤・地代・利子範疇」という競争メカニズムをその「運動的機構」としながら、資本主義経済の全体を統一的に規制していく「資本主義の運動法則」こそ「価値法則」体系に他ならないが、このような価値法則の体制的貫徹を通して、——現実的には景気循環過程²⁸⁾に媒介されながら——資本主義経済の自立＝自律的展開が可能になっていくのも当然だといってよい。そしてまさに、「資本利益」がこのような内容をもつこの「価値法則」に立脚して行動する点にこそ、「戦略の場」たる「国家」において「資本利益」が不断の「勝利」を握りつつつけていけるその「根拠」がある。その論理プロセスを図式化すれば以下のように描写できよう。

つまり、①「資本利益」が1つの「個別戦略」として「戦略の場＝国家」における参加資格を得る→②「資本利益」の「個別戦略」は利潤率の極大化を目指した経済「成長モデル」²⁹⁾という姿をとる→③この「利潤率極大化」指向は「価値法則」展開の論理と同質である→④したがって「利潤率極大化」

指向にのっとった「資本利益」は「価値法則」の展開によって(結果的に)支えられる→⑤そのため「価値法則」に支持された「資本利益」の「ヘゲモニー的企図」は「戦略の場」たる「国家」において「社会的承認」を確保する→⑥「戦略の場」の「主催者」である「国家」はこの「社会的承認」を認めそれに「正統性」を付与する→⑦「資本利益」は不断に「勝利」を確保しつつける、という論理過程、これである。これこそこの問題の枢軸論理だといってよいが、その論理軸のキー・ポイントを整理すれば、以下の点が重要であろう。

すなわち、まず第1に、このような論理が展開していくための枢要点は何よりも『「資本利益」と『価値法則』との『親和性』』にこそある。その場合、ヨリ立ち入っていえば、この「親和性」の含意は、個別資本による「最大限利潤」追求の総体として集計される「資本利益」＝「経済成長モデル」型戦略と、個別資本の「最大限利潤」²⁸⁾追求の運動論的総括の結果として現出してくる「価値法則」体系とが同形のシステム構造をもつ点、にあるが、その「親和性」を紐帯としてこそ、「資本利益」は「価値法則」展開からの体制的・構造的「支持」を受け取ることになる。まさにそこからこそ、「価値法則」からのこの支持作用を受けて、「価値法則」展開という運動過程において、「資本利益」は「社会的承認獲得」の軌道をすすむことが可能なわけである。次に第2は論理展開動力の「自動性」に関わる。つまり、こうして「資本利益」の優位性起点が一旦敷設されれば、その後は、ジェソップ型国家モデルに即して、「資本利益」による不断の「勝利」掌握過程は、いわば「自動的論理」に沿って自律的に証明されていこう。なぜなら、「価値法則」との「親和性」によって「資本利益」の特権性がひとたび設定されれば、それ以降は、「ヘゲモニー的企図」の優位性→「社会的承認」性→「国家」によるその「事後的」認定を通す「正統化」操作→「資本利益」の「勝利」、という論理プロセスは、(ジェソップ型図式を前提すれば)²⁹⁾なんらの追加的論理の付加・挿入なしに「自動的に」「論証」可能だからである。この意味からも、「価値法則」展開からの支持性は決定的といってよい。

そして第3は、以上のような「起点設置」と「論理自動性」とをふまえると、ここから「国家作用」の極めて特徴的像が立ち現れてくる。すなわち、

論理体系の冒頭に「資本利益と価値法則との親和性」を設定するという「起点設置」と、国家の「場」においては「資本利益」が継続的に勝利を得るという「論理自動性」とを前提にすれば、国家の役割が概ね以下のような範囲に限定されざるをえないのは自明であろう。

そのような限定された国家の作用領域は3つに整理可能なように思われるが、まず最初に1つ目はいわば「入り口」規定であって、国家は、各階級・階層・集団などの「個別利益」が「国家＝戦略の場」に参加しえるその「資格」を「審査・判定」する任務を担う。例えば、暴力によって現存体制の破壊を実行するなどの形で「個別利害」を主張することなどは国家の「暴力装置」によって排除されるのであり、あくまでも、当該階級の「個別利益」を特定の「個別戦略」として作成し主張すること、そのうえでそれに立脚して「ヘゲモニー」を獲得し合うこと——という方式への「服務」こそが、「個別利益」の、「国家＝戦略の場」への「参加資格」とみなされる。その際、このような「資格審査」行為は、それが「個別」的・「私的」利害に対する「振り分け＝選別」（換言すれば強制的排除）行為以外ではない以上、いわば「公的」³⁰⁾＝「権力的」性格を持つ点が重要だが、こうして、最初にも「入り口」において、国家は、その「公的」特質に基づいて「個別利益」の「資格審査」を実施するとみてよい。次に、限定された国家任務の2つ目は「中間」規定に他ならず、「資格審査」に合格した各「個別利益」が自らの利益を特定の「戦略」として策定しつつ社会的「ヘゲモニー＝承認」を相争う行動過程にあって、その競争過程に関する、「ルール＝法律作成」・「違反行為排除＝処罰」・「紛争処理＝調停」、などというまでもなく国家の任務に属しよう。つまり、「国家＝戦略の場」という土台を維持することによって「ヘゲモニー競争」過程を円滑に機能させていくための「監視＝障害排除」の役割は、「公的＝権力的」特権を有する「国家」だけに遂行可能な行為であることに注意する必要がある。したがって、ついでいわば「中間」部分で、「公的」特質をもつ国家は、「戦略の場」維持を目的とした「場のルール」の「監視」を実行すると考えてよい。そのうえで国家の作用領域の3つ目は、最後の「出口」に関わる。すなわち、「資格審査」にパスして「戦略の場」に参加し、その中で「場のルール」を遵守しながら「ヘゲモニー競争」を展

開した結果「社会的承認」を手に入れたチャンピオンとしての1つの「個別利益」(具体的にはすでに確認し終った如くそれは「資本戦略」以外ではないが)に対して、社会全体を代表する「一般的=共通意志」たる最終的認定を与える任務こそ、それである。この国家作用の決定的ポイントは、最後に勝ち残った1つの「個別利益」に「一般意志」=「共通意志」たる「お墨付き」を付与する点³¹⁾にあり、この国家認証行為によってはじめて、「最終的勝利」というまだ「個別利益」間の「私的關係」レベルの關係が、「国家—最終勝利者」間の「公的關係」レベルへと上昇転換して「公的正統性」が生じてくると意義づけられてよい。要するに、最後に「出口」の所で、国家はその「公的」資格に条件づけられながら、最終的な「ヘゲモニー」獲得者に対して「一般的=共通意志」としての「認証」行為を繰り広げると把握してよいことになる。

以上のように、限定された国家の3大作用領域を個別的に析出してみたが、それは次のように整理することが可能であろう。つまり、すでにみた「起点設置」と「論理自動性」とを前提にすれば「国家」に残された固有の任務は大きく限定されるが、それは基本的には(A)「個別利益」に関する「資格審査」作用(B)「場のルール」についての「監視」および「違反者排除=処罰」作用(C)「勝利者」に対する「一般意志認証」作用、の3作用に他ならない。こうして、「資本利益」が不断に勝利を収める「根拠」の解明=解析を通じて今や、そのような理論図式における国家の役割はこれら3作用に集約されるべきことが明瞭になったとみてよい。そうであれば、そこから問題機制はさらにもう一段の転回を遂げ、いわゆる「『原理論型』国家」=「資本主義国家の基本型」の基本構造とイメージとが表面化してくることになる。

[2]「資本主義国家の基本型」の構造と特質

さて別の機会³²⁾にすでに提起したように、「資本主義国家の基本型」は以下の4側面をもつものとして整理できた。まず第1はこの「基本型」はいわゆる「法治国家」として性格づけられる点である。つまり、この「法治国家」とは、国家の作用領域として残されるのは、資本—賃労働を基軸とする資本制的生産の商品交換を自由・平等な意志にもとづく「等価交換」として保証

しつつその「等価交換」と私的所有に対する侵害を防止することに限定されるとみる国家把握であり、つづめて定義すれば、「法の支配」にもとづいて資本制的生産における諸取引の「等価性」の保証をその任務とする国家のあり方ということになる。しかし第2に、この「法治国家」は「法の支配」＝法体系の維持者という形で蒸留水的な無色透明な存在に止まるわけではない。むしろ、「法の支配」に立脚したこの「法治国家」は、法の規範性＝「権力性・命令性・排除性」からそもそも当然のこととして一定の強制力の体系とならざるをえない。したがって、そこに、例えば警察・軍隊・司法・官僚制などの強制力を保有した「国家実体」が厳存しているのはあらためていうまでもないことなのである。

そのうえで第3として、このような一定の国家機構を保持した「法治国家」の「本質」としては「資本主義体制の組織化」が指摘できる点が重要であろう。すなわち、資本制的生産の自律＝自立性に立脚しつつ、資本制的経済主体の自由な私的契約活動を法的に保証するとともに、その法的基準を逸脱する行為に対しては強制力をもって制裁を加える——というこれまでみてきた「法治国家」的在り方は、ポピュラーな表現を使えば、「国家による資本主義体制の統合＝組織化」作用に他ならない。その意味で、資本主義の体制としての枠組みを保持して体制統合をはかる機能＝「体制組織化」にこそ、この「法治国家」の「本質」があるとまとめられてよい。最後に第4に、以上のような「法治国家」の現実的効果としては、(あくまでも)「結果的」には資本主義社会における支配階級の利害を貫徹させてしまうことにも注意が必要であろう。というのも、資本主義国家が「法治国家」として展開していくことを通して資本制的生産の基本的枠組みが維持されていく以上、その枠組みの保持を媒介として「資本—賃労働関係」の再生産＝剰余価値生産と資本蓄積の継続が実現されていくのであるから、結局その中で、資本家階級の利益が貫徹されていく以外にはない、からである。要するに、「法治国家」という「消極的」な経済過程への関わり方を通してこそ、この「法治国家」は資本家階級の利害を「結果的」に実現していくと総括することが可能であろう。

以上、別の機会に問題提起した「資本主義国家の基本型」を再提示してみたが、そうであれば、この「基本型」と、本稿でフォローしてきた、「資本

利益と国家作用との内的関係の解明」によって獲得された「限定された国家の作用領域」の確定、との関連もいまや明らかであろう。すなわち、次の3論点がここから立ち上がってくるといってよいが、まず第1論点は、本稿での検討によって、「資本主義国家の基本型」がその属性としてもつ、「『法治国家』は資本家階級の利害を『結果的』に実現していく」という特性が、その内容面から具体的に解明可能になった点である。言い換えれば、ジェソップ理論体系によって基本的に示されつつ本稿でそれにいくつかの補正・補充を付加して明らかになった、この「資本利益と国家作用との内的関係の解明」を通してこそ、「法治国家」が「結果的」に資本利害を貫徹させていくという「資本主義国家の基本型」の内在的特質が始めて論証されるといってよい。その点で、本稿での考察は、「資本主義国家の基本型」論自体においてはなお「詰め甘さ」が残されていた、「資本利害の結果的貫徹」規定に対するその最終的論証作業に相当しているわけである。ついで第2論点は、——いまの論点と相似的論理構造をなすが——「『資本主義国家の基本型』は『経済学原理論』に『対応』する」という「国家論体系」規定の根本問題が、その内実面から現実的に解明可能になったことに他ならない。つまり、——すでに別の機会に主張した通り——資本主義国家分析は、資本主義国家の、「基本型」→「歴史型」→「現代型」→「個別型」という「国家論の3段階論」に即して実行されねばならず、そしてそのうちの特に「基本型」においては、「資本制的生産の自立=自律性ロジック」としての『資本論』=原理論と、「資本主義の政治ブロック」としての「資本主義国家」とは、——同一平面に並んで、前者→後者へと必然的に導出される関係ではなく——互いにそのロジック次元が相違し、したがって外的に並存するものとしてまず把握されたうえで、その両者の構造的「対応」³⁹⁾関係が分析される点が焦点をなすが、まさにこの「対応分析」こそが、本稿で提示されたジェソップ理論体系の中で具体化されたわけである。要するに、「国家論体系」において「原理論」と「資本主義国家の基本型」とを接続するそのキー・ポイントを構成するにもかかわらず、従来なお「詰め甘かった」両者の「対応」規定が、ジェソップ理論を拡充した本稿を通じて一応の具体的論証が可能になったといえよう。

これらを前提にして最後に第3論点は、「資本主義国家の基本型」に関して以上のような2つの側面を確定できるとすれば、それは結局「資本主義国家の正統性」³⁴⁾が総合的に解明されたことを意味する、という問題である。すなわち、本稿で検討を加えてきたジェソップ国家理論によって、まず一面で「国家を『場』とする資本利害の『結果』的貫徹」が、ついで他面で「国家と『原理論』との『対応』関係」がそれぞれの確に解析された以上、その2側面を総合化すれば、資本主義体制にあっては、資本主義国家は、「原理論に裏打ちされながら資本利害を最終的に実現していく」という内容において、その「正統性」を確保している——という「資本主義国家の正統化」図式が表出してくるのはいうまでもない。換言すれば、すでに指摘した通り、ジェソップ自身はこの点に関して十分に自覚的ではなくその点に問題を残していたが、ジェソップが基本的に提示した極めて有効なこの理論体系は、見方を変えればまさに「資本主義国家の正統性」に関する「作用メカニズム」論そのものなのであって、本稿で補正したジェソップ理論によってこそ「国家正統性」論はさしあたりその適切な位置づけをえたと整理できよう。

このように考えてくれば、ジェソップ理論に立脚しつつ本稿で立ち入って考察してきた「資本利益と国家作用との内的関係」の解明は、「資本主義国家の基本型」の確定にとって極めて重要な内容を提示するものであったことが明白といわねばならない。つづめていえば、「資本主義国家の基本型」に関わるその現実的「作用メカニズム」こそが、ジェソップが提起した「資本利益と国家作用との内的関係」分析によって始めて有効に解明されたと結論できるように思われる。本稿の差し当たりの結論もここにあるといってよい。

最後に、以上のような結論を一応確認したうえで、このような意味内容をもつ「資本主義国家の基本型」が「原理論」に「対応」しつつ作り上げる、いわば「純粋資本主義『社会』」とでもいうべき「社会」のイメージを提起して、全体のまとめにしよう。

[3] 「純粋資本主義『社会』」論の基本構造

さてこの「純粋資本主義『社会』」はその内的構造からみると「純粋資本主義経済」と「資本主義国家の基本型」との2部構成をなしている。そこで

全体としての「純粋資本主義『社会』」の特質を知るために、これら2つの構造部分をまず具体的・個別的に位置づけたうえで、それをふまえてその総合的関連を説明していこう。

まず第1は「純粋資本主義経済」であるが、これはいうまでもなく「純粋資本主義社会」の「下部構造」をなす。これこそ、経済学原理論の抽象対象＝基盤をなすものだが、通常、これが「純粋資本主義『社会』」と混同されて誤解を生じやすい。しかしそうではなく、この「純粋資本主義経済」は「純粋資本主義『社会』」のうちの1構造側面を指しているのであって、そこには国家体制を中心とする政治過程は最初から含まれていないことに注意が必要である。その点に慎重な考慮を払ったうえで、この「純粋資本主義経済」の内容に入ると、この中では、いわゆる資本主義的運動法則の全面的かつ純粋な展開が進行していく。いま、この資本主義的運動法則を立ち入って叙述する余裕はないが、そのエッセンスだけを取りまとめておけば、以下の3点が特に重要であろう。

最初に1つ目は、資本主義的運動法則展開としてのこの「純粋資本主義経済」は、「商品・貨幣・資本」をその「形態的装置」,「資本の生産・流通・再生産過程」をその「実体的根拠」,「利潤・地代・利子メカニズム」をその「運動的機構」,としながら、その全体が1つの自律＝自立的体系としての完成体をなすことが特徴的である。その意味で、「資本―賃労働関係」の確立＝労働力商品化を基軸としながら、何よりも、「自律＝自立的統一性」として自己展開が可能なその内的動力をもつ点にこそ、この「純粋資本主義経済」のポイントがあるといってよい。次に2つ目として、このような内容をもつこの「純粋資本主義経済」の統一的運動は「景気循環機構」として現実化する点が重視されるべきであろう。というのも、いまふれた「純粋資本主義経済」のもつ「自律＝自立性」とは決して「静態的・抽象的」な性格に止まるのではなく、諸経済変動量変化におけるあくまでも「動態的・運動的」な総合化作用を通して現実的にのみ論理化可能な性格のものであるかぎり、それは、資本主義経済過程の最も動態的な集約メカニズムを意味する「景気循環機構」を媒介して把握する以外にはない、からである。要するに、この「純粋資本主義経済」の具体的・現実的運動姿態としては、あくまでもそのメカ

ニズムの集約という意味をもつ「景気循環機構」に即してこそ設定されるべきことが肝要とあってよい。そうであれば最後に3つ目に、このように性格づけ可能なこの「純粋資本主義経済」は結局「価値法則」の展開という方向から総括されてよいことが結論できる。つまり、「純粋資本主義経済」の現実的運動姿態としての「景気循環機構」を通じてこそ、資本主義運動における自律的・必然的局面移行とそこにおける経済諸量の現実的「均衡値」形成が実現される以上、資本主義経済を体制的・運動的に秩序づける根本法則としての「価値法則」がこの次元で始めて体系的かつ全面的に表出可能になるわけである。換言すれば、「純粋資本主義『社会』」の「下部構造」を構成する「純粋資本主義経済」を根底で自己規定する体制法則こそこの「価値法則」以外ではないとみるべきであろう。以上の如く3つの側面から性格づけられるものとして、「純粋資本主義経済」のイメージを差し当たり押さえておきたい。

そのうえで次に、「純粋資本主義『社会』」の第2の構成部分をなすのは「資本主義国家の基本型」である。いうまでもなくこれは「純粋資本主義社会」の「上部構造」を占めるが、この領域で「国家」体制・作用を中軸とした政治過程が展開されるのは当然であろう。いまその政治過程の基本構図を抽出すれば概略以下のような3側面からなる軌跡が描かれる。まず1つ目は、「純粋資本主義社会」を構成する、資本家・労働者・土地所有者の各階級がその階級利害をそれぞれの「個別的戦略」として策定・現実化する側面に他ならない。すなわち、この水準では、国家が制定した基準に準拠して各階級は、各階級に立脚して結成された支持政党・集団などを經由して自己の利害を特定の「個別的戦略」にまでまとめあげるといふプロセスが進行していく。³⁵⁾つまり、各階級利害の、政党ルートを媒介とした、「個別的戦略」への集約・結実化こそ、この「資本主義国家の基本型」における第1ステップになっているとあってよく、したがって、「純粋資本主義」への「参加基準」法制＝「法制定」およびそれに準拠した「参加資格審査」という作用こそ、この第1ステップに立脚した「資本主義国家の基本型」に課せられた作用だとまず整理できよう。ついで2つ目の側面は、「国家＝戦略の場」におけるこれら「個別的戦略」の展開過程とそれに対する「国家作用」の関係というレベル

であろう。すなわち、この次元では、各「個別的戦略」は各自の支持政党・圧力団体を通じて主に「選挙—議会」³⁶⁾というアリーナにおいて互いに「ヘゲモニー」を競い合うが、この「選挙—議会」闘争の中で、国家は独自の作用を果たす。それには概略3つのパターンがあり、そもそも「選挙—議会」闘争という公的な「場」を提供することの他、この「場」における行動ルール・基準・資格を「監視」することおよびそこから逸脱＝違反に対する「排除」と「処罰」とが国家に固有な作用として残されよう。つづめていえば、「法律遵守の監視」と「違法行為への処分」とが、この第2ステップにおける「資本主義国家の基本型」がもつ任務なのである。最後に3つ目の側面として、この「ヘゲモニー獲得競争」の勝者への「社会的承認」付与という国家による「承認行為」が指摘可能といってよい。やや具体的にいえば、その「ヘゲモニー獲得競争」を通して最終的に勝利を収めた「個別戦略」は、国家によって「一般的利益」＝「共通利益」を担ったものだと認められることによって「社会的正統性」を得るが、この作用過程は現実の政治過程としては、勝利を獲得した「個別戦略」が国家の認証を獲得しつつ「正式な」「国家政策」へと「上昇」することに相当する。要するに、このステップにおいては、各「個別戦略」による「ヘゲモニー獲得競争」の結果を承認しつつ、そこでの勝者の「個別戦略」を「一般的＝共通」な「国家政策」として現実化＝「政策化」するという形でそれに社会的正統性を付与する——という作用こそが「資本主義国家の基本型」の役割として確認できよう。いわば、公的認証行為を通じる、国家による「政策実現化」³⁷⁾機能に他ならないが、以上が、「資本主義国家の基本型」がもつ3つの基本側面であると整理可能である。

最後に第3に、以上で指摘した、「純粋資本主義経済」³⁸⁾と「資本主義国家の基本型」との相互関係はどのように総括されるべきであろうか。まず1つ目に注意しておくべき点はこれら2つの領域は互いにその位相を異にするということである。すでに繰り返し指摘した通りだが、一方の「純粋資本主義経済」が「純粋資本主義『社会』」の一部分を構成する経済的「下部構造」なのに対して、他方の「資本主義国家の基本型」は同じ「純粋資本主義『社会』」の政治的「上部構造」なのである。反対からいえば、1つのトータル

な社会構成体としての「純粋資本主義『社会』」は、経済構造である「純粋資本主義『経済』」と政治構造をなす「資本主義国家の基本型」との2つの構造領域から構成されているということに他ならず、この2領域は相互に異次元のものとして差し当りは区別されねばならない。そうであれば2つ目に、次のような意見は最初から封殺されていることが明らかであろう。つまり、一面では、「純粋資本主義『経済』」の「内部」に「国家」を設定したり、あるいは「純粋資本主義『経済』」から「論理必然性」をもって「国家」を導出したりすること、などはこれら2「領域構造」の「区別」を無視して同一平面上で処理しようとするのであって、当然大きな逸脱を意味する。また他面では、「純粋資本主義『社会』」にも「国家」は存在しないとするのも誤りであることは自明であって、「純粋資本主義『経済』」そのものではなくより広い概念である「純粋資本主義『社会』」の中に、「国家」が厳存するのは何ら不思議ではあり得ない。こうして、「純粋資本主義『社会』」を構成する2つの独立ブロックとしての「純粋資本主義『経済』」と「資本主義国家の基本型」という正当な理解からして、「純粋資本主義『経済』」内部における『国家』の設定」および「純粋資本主義『社会』」における『国家』設定の排除」という両極端の認識が、いずれも誤認に満ちたものであることがいまや明白であろう。

しかし最後に3つ目に、「純粋資本主義『経済』」と「資本主義国家の基本型」とがこのようにまず分離されねばならないことは当然としても、それは、この両者が無規定的に外在化状態にあることを決して意味しない。そうではなく、すでにみたように、両者はいわば「対応関係」という形で内的・関数関係において位置づけられていよう。その点をあらためて整理してみれば以下のようにいえる。つまり、まず「純粋資本主義『経済』」においては資本主義的運動法則が自律＝自立的に展開し、それは、現実的には「景気循環機構」においてその体系的な姿態を現出させるとともに、最終的には「価値法則」展開として総括された。まさにこの「価値法則」展開に裏打ちされつつその円滑な自動的展開を維持することを課題にしてこそ、それとの「対応」において「資本主義国家の基本型」はその存立および運営の根拠を確保する。つまり、この論点を接点＝キー・ポイントとして始めて、「価値法則」の自

動的展開を支えるための「法律策定・遵守監視・違反排除＝処罰」という「資本主義国家の基本型」の任務も意味をもってくるのであって、このような「価値法則展開の維持・防衛」論点を結合軸としてこそ、「純粋資本主義『経済』」と「資本主義国家の基本型」とは一定の強い相互関係にあると判断する以外にはない。まさにこのような「意味合い」を含んだものとして、この両者はいわば「内的・関数」的に「対応関係」に立つと結論してよいように思われる。つづめていえば、何よりも、「純粋資本主義『経済』」の総括論理をなす「価値法則」展開維持こそが問題理解の鍵をなすのであり、「資本主義国家の基本型」は、まず一方では「価値法則」に根底的に立脚するとともに、他方では「価値法則」への維持作用を果たすという2方向からして、「価値法則」との内的な「規定関係」を有している点が特徴的だとみるべきではないか。

以上、「純粋資本主義経済」および「資本主義国家の基本型」を個別的に考察し、そのうえでその両者の相互関係を確定してみた。そしてその作業を通じて、この両者を構成部分として統一的に存立している「純粋資本主義『社会』」の基本像もほぼ明らかになったように考えられる。こうして、ジェソップ国家理論の画期的成果をまず出発点にしつつ、次に彼の提起した「資本利益と国家作用」相互関係理解の不十分性を——その「価値法則」理解の面で——補完し、それを総合的に前提して最後に、「純粋資本主義社会」論の設定にまで到達した。その意味でいまや、ジェソップ国家理論の体系的意義は、この「純粋資本主義社会」論への展望という水準においてこそ、その最終的完成に到達すると結論してよいように思われる。

おわりに

最後に、ここまで検討してきた、いわば「原理的」レベルでの国家理論体系化の到達点的地平に立って、国家論の現実分析レベルに対する一定の体系的展望を提示してみたい。いうまでもなく本稿で対象にしたのは、あくまでも「資本主義国家の基本型」といういわば国家の「原理的」規定に過ぎない。したがって、国家理論の分析体系に位置づけてみればそのほんの「入り

口」に直面したに止まり、その奥にはさらに「資本主義国家の歴史型」→「現代型」→「個別型」という分厚い体系が存在する。そして国家理論の「主戦場」としてはこれら後半体系こそが問題であるのは当然だが、しかしそのような「主戦場」で闘うためにも、本稿で検討した「資本主義国家の基本型」の体系的整備は不可欠だと思われる。

それは次のような認識に関わる。つまり、「資本主義国家の基本型」というレベルにおいて本稿が特に考察のポイントに設定したのは、何よりも、一方で、「国家＝資本利益貫徹の機関」という「道具説」的理解を封殺するとともに、他方で、「国家＝全体利益のための中立機構」という「無規定」的理解を克服する、という課題であった。言い換えれば、「国家は資本利益の単なる『同盟者』ではないにもかかわらず、結局は『国家作用』が資本利益貫徹に帰結してしまうのは何故か」という「不可知論」的命題に一定の解決方向を見出すこと——こそ本稿の目的に他ならなかった。そしてその「解決方向」についての具体的主張は本論で提示した通りだが、このような「資本利益と国家作用との——価値法則展開を媒介とした——特有な複合関係」は、それが資本主義国家であるかぎり、資本主義国家の歴史的・現実的分析においても重要な考察基準をなすのは明瞭であり、なにかんづく「国家による体制組織化」がその存立の帰趨を制する「現代資本主義国家論」＝「現代型」にとっては、この「特有な複合関係」の解明こそが分析有効性の死命を決することになる。

その意味で、本稿においてあくまでも「原理」的な「基本型」次元でなされたこの「特有な複合関係」の明確化は、それを越えてさらに国家理論分析の「本丸」へとその道は繋がっているとみるべきなのである。そうとすれば最終的には次のように結論されてよいことになる。すなわち、現代国家論論争におけるいわば「90年代型到達点」を告知するジェソップ国家理論は、この「資本利益と国家作用の複合関係」の解明に至って始めて、その完結点に達するのだ——と。

- 1) 拙稿「現代国家における資本利益と『蓄積戦略』」(『金沢大学経済学部論集』第17巻第2号, 1997年)。

- 2) 前掲, 拙稿「資本利益」195-6 頁。
- 3) ジェソップ国家理論の集大成としては、『資本主義国家』(田口・中谷・加藤・小野訳, 御茶の水書房, 1983 年), 『国家理論 資本主義国家を中心に』(中谷義和訳, 御茶の水書房, 1994 年), がある。なお前掲・拙稿はこのうち特に後者を検討したものである。また前者については, 拙著『国家論の系譜』(世界書院, 1987 年) 第 6 章第 3 節ですでに考察した。
- 4) マルクス国家論の形成およびその意義・問題点に関しては, 津田道夫『国家論の復権』(盛田書店, 1967 年), 滝村隆一『マルクス主義国家論』(三一書房, 1971 年), 柴田高好『マルクス国家論入門』(現代評論社, 1973 年), 大藪龍介『マルクス, エンゲルスの国家論』(現代思潮社, 1978 年), 大内・柴垣編『現代の国家と経済』(有斐閣選書, 1979 年), 田口富久治『マルクス主義国家論の新展開』(青木書店, 1979 年), 高島善哉『現代国家論の原点』(新評論, 1979 年), 広松涉『唯物史観と国家論』(論創社, 1982 年), 拙著『国家論の系譜』(世界書院, 1987 年), 鎌倉孝夫『国家論のプロブレマティック』(社会評論社, 1991 年), など数多い。
- 5) この「ヘゲモニー概念」を中軸としたグラムシの国家論について詳しくは, 例えば石堂清倫訳『グラムシ獄中ノート』(三一書房, 1978 年), グルッピ『グラムシのヘゲモニー論』(大津真作訳, 合同出版, 1979 年), リュックスマン『グラムシと国家』(大津訳, 合同出版, 1983 年), などをもよ。
- 6) 例えばブーランザス『資本主義国家の構造』(田口・山岸訳, 未来社, 1978・81 年), 『資本の国家』(田中正人訳, ユニテ, 1983 年), 『国家・権力・社会主義』(田中・柳内訳, ユニテ, 1984 年), などを参照のこと。
- 7) 前掲, ジェソップ『国家理論』171 頁。また前掲, 拙稿「資本利益」185 頁もみよ。
- 8) 前掲, ジェソップ『国家理論』299-305 頁。
- 9) 前掲, ジェソップ『国家理論』508 頁。
- 10) 前掲, ジェソップ『国家理論』528 頁。さらに前掲, 拙稿「資本利益」181-82 頁も参照のこと。
- 11) ジェソップ国家論の「意義=成果」についての詳細に関しては, 前掲, 拙稿「資本利益」187-93 頁をみよ。
- 12) この「ミリアントブーランザス論争」を立ち入って検討したものとしては, 田口富久治『現代政治学の諸潮流』(未来社, 1973 年) 6・7 章および前掲, 田口『新展開』89-117 頁がある。また前掲, 拙著『国家論の系譜』174-6 頁も参照のこと。
- 13) コーポラティズム国家論の概観に関しては, 例えばシュミッター・レームブルッフ編『現代コーポラティズム』(山口定監訳, 木鐸社, 1984 年) が参考になろう。なお前掲, 拙著『国家論の系譜』180-84 頁でも簡単に考察した。
- 14) このレギュラシオン理論の意義と問題点については, ボワイエ『レギュラシオン理論』(山田鋭夫訳, 新評論, 1989 年) の他, 拙稿「レギュラシオン理論の諸問題」

- (『経済学』第52巻第1号, 1990年)もみよ。
- 15) 前掲, 拙稿「資本利益」189頁参照。
 - 16) この「国家論の『3段階論』」についての立ち入った含意に関しては, 前掲, 拙著『国家論の系譜』226-7頁を参照されたい。
 - 17) レーニン型国家論の内容はレーニン『国家と革命』(宇高基輔訳, 岩波文庫)に集約されている。この『国家と革命』の問題点を立ち入って検討したものとしては, 例えば山藤彰『現代と「国家と革命」』(時潮社, 1983年), 長尾克子「レーニン『国家と革命』」(『経済学批判』6, 社会評論社, 1979年), などがある。さらに前掲, 拙著『国家論の系譜』第4章第2節をもみよ。
 - 18) 前掲, ジェソップ『国家理論』544-47頁。
 - 19) この現代資本主義論の代表的な潮流の現状に関して詳しくは, 拙稿「現代資本主義論争の復権」(『金沢大学経済学部論集』第19巻第2号, 1999年)を参照のこと。
 - 20) 前掲, ジェソップ『国家理論』383-90頁。
 - 21) 前掲, ジェソップ『国家理論』282-87頁。
 - 22) 前掲, ジェソップ『国家理論』287頁。
 - 23) 前掲, ジェソップ『国家理論』305頁。
 - 24) なぜなら, 「具体的・個別的國家」を対象に設定した場合には, その「個別具体性」に規定された, 例えば「対外的関係」・「社会的風土」・「中産階級」・「国家政策」などが色濃く表出されざるを得ないかぎり, その中で, 「資本利益—國家作用」間の一義的対応関係を検出するのは著しく困難だからである。
 - 25) この「価値法則体系」の立ち入った内容については, 大内秀明『価値論の形成』(東大出版会, 1964年)結章および拙著『価値法則論体系の研究』(多賀出版, 1991年)を参照されたい。
 - 26) 価値法則と景気循環との「内在的」関連に関しては, 拙稿「景気循環機構と価値法則の展開」(『金沢大学経済学部論集』第19巻第1号, 1998年)をみよ。
 - 27) 前掲, ジェソップ『国家理論』286-7頁。
 - 28) あらためていうまでもないが, 念のため指摘しておけば, 「個別資本」の個別的動機は「平均利潤の確保」にあるのではなく「最大限利潤の追求」にあるのは当然である。例えば, 「競争資本主義段階の基本動機」=「平均利潤」, 「独占資本主義段階の基本動機」=「最大限利潤」というスターリン型の悪しき「通説」が存在するが, どの段階にあっても「個別資本」の「基本動機」は「最大限利潤の追求」以外にはなく, ただ「競争」による「意図せざる結果」として「平均利潤」に帰着する以外にはないと理解すべきであろう。したがって, 「資本利益」も「価値法則展開」も, この「最大限利潤の追求」を自明の前提にしてこそ成立しているといつてよい。
 - 29) まさに, ジェソップの國家理論体系がこの点を見事に解明したことは本稿の考察を通してすでに繰り返して確認してきた通りであり, しかもそれが継承されるべき

- 「意義・成果」に他ならないこともはや十分に明瞭であろう。
- 30) このような「公的」性格の確認は極めて重要であって、ここでの「国家作用」が「私的利害」相互における「選別＝排除」につながる行為であるかぎり、何らかの「私的」主体がそれを行うことは論理的に想定しえない。「私的」主体間の「行司役」を務め得るのは「私的」主体ではなく「公的」主体以外にはあり得ないからである。そこにこそ「正統性」概念が発生する根拠であろう。
- 31) おそらくこの「国家作用」はやや具体的にいえば、例えば、「最終勝利者」が掲げた1つの「個別利益」に対し、それを全体の合意を確保した要求だとして受け止めつつ正式の「国家政策」という形で「法律・政令・条例」化する行為だとイメージできよう。
- 32) 前掲、拙著『国家論の系譜』227-33頁。
- 33) 前掲、拙著『国家論の系譜』225-26頁。
- 34) この「国家正統性」論は国家論におけるいわば1つの枢軸をなすが、この点に関しては、前掲、拙著『国家論の系譜』93頁で検討した。
- 35) その点からすれば、この「資本主義国家の基本型」の領域には「政党」・「労働組合」・「圧力団体」などという「政治的単位」が存在し、それらが、「階級」→「圧力団体」→「政党」というルートを媒介として「政治過程」を展開していくのはいわば当然のことであろう。
- 36) こうしてここには、すでに指摘した「政党」などの「政治単位」に加えて「議会—行政府—官僚制—司法機関—警察—検察—監獄」などという「政治機構」そのものも自明の如く厳存するとする以外にないであろう。したがって、「資本主義国家の基本型」は紛れもなく「権力機構」そのものなのである。
- 37) まさにこの「政策実現化」を巡る諸階級間の「闘争」こそ、この「資本主義国家の基本型」次元における「階級闘争」そのものであろう。その意味では、この「基本型」レベルにあっても——それが1つの「階級国家」であるかぎり——「階級闘争」がれっきとして存在することに強い注意が必要だが、この「基本型」次元では「権力奪取」を課題とした「暴力闘争」がその性格上消去されていることもまた事実である。まさに「階級闘争」における「抽象水準」の段階的相違を重視しておきたい。
- 38) この「純粋資本主義」を巡っては極めて分厚い論争が展開されてきており、宇野理論とその批判者の間においてはもちろん、宇野理論内部においても多様な議論が繰り広げられてきた。例えば、宇野弘蔵『経済学方法論』（東大出版会、1962年）、前掲、大内『形成』、岩田弘『世界資本主義』（未来社、1964年）、大内力『経済学方法論』（東大出版会、1980年）、佐美光彦『世界資本主義』（日本評論社、1980年）、などを参照のこと。ただいずれも「純粋資本主義『社会』」と「経済」の区別は弱い。